

深谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成18年1月1日

告示第159号

(趣旨)

第1条 この告示は、自然エネルギーの有効利用及び地球環境への負荷の軽減を目的として、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「発電システム」とは、住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次に掲げる要件をすべて備えたものをいう。

- (1) 太陽電池容量（日本工業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。第5条において同じ。）が10キロワット未満のものであること。
- (2) 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結（当該発電システムによる発電量のうち、当該住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるように当該発電システムを商用電力と連結させていることをいう。以下同じ。）をしていること。
- (3) 電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結していること。
- (4) 未使用品であること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件にすべて該当していなければならない。

- (1) 市内に存する住宅（併用住宅の場合、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。）で、自己の主たる居住の用に供し、かつ、所有している住宅又は新築する住宅に発電システムを設置するとき。
- (2) 発電システムを設置する建築物の敷地及び建築物等に都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の違反がないこと。

(3) 市税を完納していること。

2 補助金の交付は、1回限りとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、発電システムの設置に要する経費で、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げるものの購入に要する費用

ア 太陽電池モジュール

イ 架台

ウ 接続箱

エ 直流側開閉器

オ インバータ

カ 保護装置

キ 発生電力量計

ク 余剰電力販売用電力量計

(2) 配線及び配線器具の購入費用並びに据付けに要する費用

(3) 発電システムの設置に要する費用

(補助額)

第5条 補助金の額は、発電システムを構成する太陽電池容量の最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下2位未満については切り捨てる。）に3万円を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数全額を切り捨てるものとする。）とし、12万円を限度とする。ただし、第9条の規定により提出された領収書の写しに記載された額の2分の1の額が本文の規定により算出された額を下回るときは、当該額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し

(2) 設置工事着工前の現況写真

(3) 市税に滞納がないことの証明書（職員による申請者の納税状況の確認に

同意しない場合に限る。)

(4) 設置場所周辺の地図

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、当該年度の12月28日（当該日が市の休日に当たるときは、当該休日前の開庁日）とする。ただし、市長が必要と認める場合は、提出期限を変更することができる。

3 第1項の申請をした者は、補助金の交付決定が行われるまでは、発電システム設置工事に着手してはならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、遅滞なく内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知しなければならない。

3 市長は、交付決定を行うときに条件を付することができる。

4 市長は、不交付とした場合は、その理由を明記するものとする。

(変更、中止等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更する場合は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、遅滞なく内容を審査し、新たに補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

3 市長は、前項の決定をしたときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付・不交付決定通知書により当該補助対象者に通知しなければならない。ただし、既存の決定内容に対し変更がない場合はこの限りではない。

4 市長は、変更交付決定を行うときに条件を付することができる。

5 補助対象者は、発電システムの設置を中止し、又は廃止する場合は、速やかに住宅用太陽光発電システム設置中止・廃止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助対象者は、発電システムの設置が完了した日から起算して30日を経過

する日又は発電システムの設置が完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第6号）を、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置に要した経費に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 発電システムの完成を示す写真
- (3) 電力会社との系統連結に伴う電力受給契約書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、遅滞なく内容を審査し、補助金の交付額を決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助対象者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の交付決定額が既存補助金交付決定額と異なる場合は、その理由を明示しなければならない。

4 市長は、第2項の通知後、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還、交付の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次に掲げたいずれかに該当するときは住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還命令書（様式第7号）により、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させること又は既に決定した交付の取消しを住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付取消通知書（様式第8号）によりすることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 発電システムを設置する建築物の敷地及び建築物等に都市計画法、建築基準法等に違反する事項が存在するとき。
- (4) この告示の手続を行わないで補助事業の内容を変更したとき。
- (5) この告示に対し違反をしたとき。

(維持管理及び財産処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該発電システムを補助金等の交付の目的に反して使用し、使用を中止し、不適正に維持管理し、除却し、譲渡し、交換し、

貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 補助金の交付を受けた者が補助金全額を市に返還したとき。
- (2) 市長が定める発電システムの耐用年数を経過したとき。
- (3) 当該発電システムを取得するための担保とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めるとき。

(定期報告等)

第13条 補助金の交付を受けた者は、発電システムの設置後1年間の発生電力量等について、住宅用太陽光発電システム設置費補助金定期報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長が、補助対象者に設置状況等について報告を求めた場合は、直ちに報告をしなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成16年深谷市告示第74号)(以下「合併前の要綱」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間における補助金の交付については、なお合併前の要綱の例により、旧深谷市の区域にのみ適用する。

(この告示の失効)

4 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた申請に対する補助金の交付等については、この告示の失効後も、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月25日告示第80号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日告示第166号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日告示第56号）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の深谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

